

ご自宅の 地震に対する 安全性を確認しましょう



近年の大地震では、住宅や建築物の倒壊により尊い命が奪われており、自宅が地震に対して耐えられる構造かどうかを調べるのが重要です。

浅川町では、今後の大震災に備えるために、旧耐震基準の戸建て木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の補助を実施しています。

昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた木造住宅が対象です

耐震診断

個人負担額 1万円

※その他、耐震診断者に要する費用は町負担

○対象住宅

- (1)所有者が自ら居住する住宅
- (2)昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4)過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅

○申込方法

次の書類を建設水道課に提出してください。

- (1)浅川町木造住宅耐震診断者派遣申込書(様式第1号)
- (2)付近見取り図
- (3)建築確認通知書の写し、建物平面図

○耐震診断の内容

福島県木造住宅耐震診断者名簿に登録された建築士が、設計図等を基に現地調査を行い、どの部分が地震に弱いのか、倒壊する可能性の有無等について一般診断を行います。

地震に対する強度が不足していたら…

耐震改修の参考となる補強計画を提示します

住宅の補強工事が必要となったら…

耐震改修

一般耐震改修 上限100万円

簡易・部分耐震改修 上限60万円

○申込方法

まずは建設水道課へお問い合わせください。

○税金の優遇措置について

耐震改修工事をする则税金の優遇措置があります。控除には条件がありますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

※木造住宅耐震改修促進事業は耐震診断を実施した方が受けられる補助です。

お問い合わせ 浅川町役場 建設水道課 TEL0247-36-1184

<http://www.town.asakawa.fukushima.jp/>